

東京電力HD・新潟県による メルトダウンの公表等の検証に関する協定書

新潟県（以下「甲」という。）と東京電力ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、福島第一原子力発電所事故におけるメルトダウンの公表等に関する問題について、合同で検証を実施し原因を究明するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」（以下「技術委員会」という。）が福島第一原子力発電所事故に係る通報・報告に関する第三者検証委員会（以下「第三者検証委員会」という。）に提出した「メルトダウンの公表に関し今後明らかにすべき事項」と題する平成28年4月11日付文書に挙げた各事項のうち、第三者検証委員会において未検証又は検証不十分な事項等を検証することを目的とする。

（体制）

第2条 甲及び乙は、技術委員会の委員及び乙の役員等からなる「東京電力HD・新潟県合同検証委員会」（以下「合同検証委員会」という。）を組織し、検証を実施するものとする。

2 合同検証委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、甲乙協議して要綱で定める。

（検証期間）

第3条 検証の開始時期は、協定締結の日とし、検証の終了時期は甲乙協議して定めるものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、信義に従い誠実に検証を実施しなければならない。

（社員の出席及び資料の提出等）

第5条 合同検証委員会は、検証の実施のため、乙に対して、乙の社員及び関係者の出席並びに資料の提出その他の必要な行為を求めることができる。

2 乙は、合同検証委員会から前項の規定により社員の出席及び関係資料の提出その他の調査に関し必要な行為を求められた場合は、誠意をもって応じなければならない。

3 乙は、合同検証委員会から第1項の規定により乙の関係者の出席を求められた場合は、誠意をもって関係者との調整に努めなければならない。

4 乙は、乙の社員に対して、検証に必要な証拠の破棄、隠匿等が社内規定に基づく懲戒処分の対象となることを周知しなければならない。

（検証の休止及び中止）

第6条 甲は、乙が前条の規定に違反し、又は信義に従い誠実に検証を実施していないと認めた場合は、検証を休止し、又は中止することができる。

（検証結果の公表）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づき合同検証委員会が実施した検証の結果を公表するものとする。

(経費)

第8条 検証に必要な経費は、以下のとおり甲及び乙が負担する。

甲が負担する経費 技術委員会委員の謝金、旅費

乙が負担する経費 乙の委員及び関係者の謝金、旅費

2 その他必要な経費の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、検証結果を公表する場合を除き、検証以外の目的で検証に伴い知り得た情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(書類等の保存)

第10条 乙は、検証の目的で合同検証委員会に提出した書類等を適切に保存しなければならない。

2 甲及び乙は、検証の目的で合同検証委員会が作成した書類等を適切に保存しなければならない。

3 乙は、合同検証委員会に提出した書類等について、甲から検証結果報告書の内容を証する目的で開示要請があった場合は、誠意をもってこれに応じるものとする。

(社内処分等)

第11条 乙は、合同検証委員会の検証において、乙の社員が乙に不利益となる証言等を行った場合であっても、当該社員を懲戒処分その他不利益な取扱いの対象としてはならない。

2 乙は、合同検証委員会の検証において、証言等を行う社員に対して、前項に定める事項を誓約しなければならない。

3 乙は、第1項の規定にかかわらず、合同検証委員会の検証において、乙の社員が虚偽の証言等をした場合は、当該社員に対し懲戒処分をすることができる。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名、押印し、それぞれ1通保有する。

平成28年8月31日

甲 新潟県知事 泉田 裕彦

乙 東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己